

環境課からのお知らせ

●5月の例

各ごみの収集日については「南国市の家庭ごみの分け方・出し方」をご覧ください。最新版は「平成27年作成」です。市役所総合案内、各支所で配布しています。

第○・○曜日が家のカレンダーでいつなのかわかりにくい場合は、右の表を参考にしてください。

日	月	火	水	木	金	土
1	2 (第1・月)	3 (第1・火)	4 (第1・水)	5 (第1・木)	6 (第1・金)	7 (第1・土)
8	9 (第2・月)	10 (第2・火)	11 (第2・水)	12 (第2・木)	13 (第2・金)	14 (第2・土)
15	16 (第3・月)	17 (第3・火)	18 (第3・水)	19 (第3・木)	20 (第3・金)	21 (第3・土)
22	23 (第4・月)	24 (第4・火)	25 (第4・水)	26 (第4・木)	27 (第4・金)	28 (第4・土)
29	30	31				



狂犬病予防注射はお済みでしょうか

犬の飼い主は、年1回、飼犬に狂犬病予防注射を受けさせることが義務付けられています。5月に左記日程で集合注射を実施しますので、4月に受けてない場合は、ぜひこの機会に受けてください。

【5月8日(日)】

- ・日章福祉交流センター
10時20分～10時50分
- ・大湊小南タワー
11時～11時20分
- ・稲生ふれあい館
13時～13時30分
- ・南国市役所玄関前
13時55分～14時30分

【5月15日(日)】

- ・久礼田体育館
10時20分～10時45分
- ・岡豊ふれあい館
11時5分～11時30分
- ・SUN SUNながおか
13時～13時30分
- ・市役所玄関前
13時50分～14時25分

※問診票と注射料(1頭3千100円)を持参してください。

※動物病院でも受けることができます。



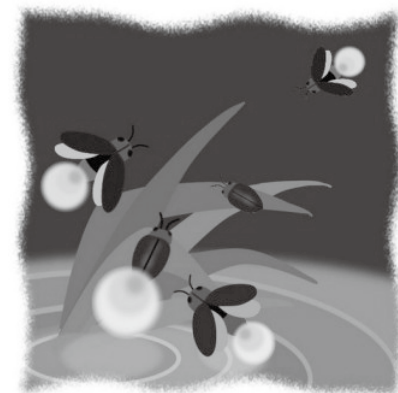
消防本部太陽光



北部出張所蓄電池

公共施設への再生可能エネルギーの導入について

南国市消防本部・北部出張所に太陽光発電10kWと蓄電池15・6kWhを設置しました(消防本部の太陽光発電は増設)。再生可能エネルギーを利用することで、地球温暖化対策に貢献できるほか、災害等による停電時でも電力供給が可能なシステムとなっており、防災拠点としての機能がより拡充されました。今後も地球温暖化対策と防災の強化に努めてまいります。



市では、毎年5月中旬から6月上旬にかけて、ほたるが飛び交う様子がうかがえます。しかし、その多くは山間部で、平野部では数えるほどしか確認できていません。

市は、ほたるの保護のため市内全域でほたるの捕獲を禁止しています。また、平成25年3月にほたる保護条例を改正し、国分川以北を重点保護区域と定め、エサとなるカワニナを保護しています。

ほたるが住める環境は、多様な生物が生息できる環境でもあります。

市民の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

■ほたるは見て楽しむだけにしましょう。

■川にごみを捨てないようにしましょう。

■問い合わせ／環境課 ☎880-6557

**高齢者向け給付金の申請は
5月9日(月)受付開始です。**

● 支給要件 ●

支給対象者

平成27年度臨時福祉給付金(1人6,000円)の支給対象者に該当する方のうち、平成29年3月31日までに65歳以上になる方

平成27年度分の市・県民税が課税されていない方が対象ですが、課税された方の扶養親族となっている方や生活保護受給者は除きます。



支給額

1人につき 30,000円

支給対象者診断チャート(高齢者向け給付金)

スタート

生年月日は昭和27年4月1日以前ですか？

いいえ

はい

平成27年度臨時福祉給付金(6,000円)を受給しましたか？

いいえ

わからない

平成27年度分の市・県民税が課税されましたか？

いいえ

平成27年度分の市・県民税が課税されている方の
扶養親族になっていましたか？

いいえ ↓

平成27年1月1日時点で生活保護を受けていましたか？

いいえ、

高齢者向け給付金(年金生活者等支援臨時福祉給付金)の支給対象者となる可能性があります。

● 申請方法 ●

支給対象になると思われる方には、5月上旬から申請書類を郵送します。

申請・問い合わせ先:南国市福祉事務所(南国市役所内)「臨時福祉給付金」窓口専用ダイヤル880-6580
平成27年1月1日時点の住民票(住民登録)が南国市にある方が申請できます。

申請期間:平成28年5月9日(月)～平成28年8月31日(水)(当日消印有効)

提出書類：・申請書（請求書）・本人確認書類※1 運転免許証、保険証、パスポートなどの写し
・振込指定した口座が確認できる書類※2 金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ氏名）がわかる通帳やキャッシュカードの写し

※1と※2は、平成27年度臨時福祉給付金を受給された方は提出が省略できる場合があります。



カクニンジャ